

経営権争奪事件からみた会社法実務発展（一） 董事候補者指名制度（前編）

『定時株主総会を招集し、董事の全面的改選を行う予定の上場会社Dでは、経営権をめぐる争いが勃発していた。争いの主役である会社派（経営陣）と市場派（経営陣以外の者）双方は、併せて董事13名、独立董事（社外董事）5名の候補者名簿を提出し、定時株主総会にて行われる6名の董事と3名の独立董事の改選選挙を戦わせる準備をしていた。また当該独立董事は、証券取引法第14-4条及び会社法第220条に基づき、臨時株主総会を招集したうえ、法人董事及び董事長の職務の解任を提案する公告も発布していた。』

上述の事件から出発して、経営権争奪の角度からみた「董事候補者指名制度」及び「監査役と独立董事の株主総会招集権」について、その立法背景と実務の発展を合計四回に分けて説明を行う。本文においては、まず「董事候補者指名制度」について紹介する。

一、董事・監査役の候補者指名制度

（一）改正の経緯

1. 2005年の法改正

台湾においては「所有と経営の一致」が多くの大手会社の伝統的な経営方式となっていて、大部分の会社は、支配株主（意思決定を左右できる割合の株式を保有する株主）又は同族事業に支配されているといえる。そのため、董事・監査役の任期満了による改選に際し、支配株主は通常、持株を通し、又は委任状の提出を要求したうえ、投票配分等による操作を通じてすべての董事の定数を独占している。一方、反対する少数株主はといえば、情報や支持を求めるルートに乏しく、経営陣層を揺り動かしたり変えたりすることができないのが現状である。

この背景を踏まえ、政府は、2005年の会社法改正時に新たに第192-1条を加えて、「董事・監査役候補者指名制度」を導入し、**公開発行会社**

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を
提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮
される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

に適用した。情報公開のために、発行済株式総数の1%以上の株式を保有する株主¹又は董事会は、事前に書面で董事候補者名簿を会社に提出するものとし、その立法目的を「企業統治（コーポレートガバナンス）推進の一環として、健全な会社発展及び株主権益の保障を図ること」としている。

2. 2018年の法改正

董事・監査役の候補者指名において、アメリカでは通常立候補数が定員と同数となるのに対し、台湾では選挙戦が行われるのが一般的である。なおかつ、株主指名に要する資格が比較的緩く、ほかの経営権争奪機制（例えば、敵対的買収）と比べて負担すべきコストがより低いことから、この指名制度が経営権争いの天王山となってしまうている。しかしながら、経営権を強固にするために、董事会が審査を理由に（例えば、資料が揃わないなど）競争相手が提出した候補者を排除することは従来から行われており、このような「**董事会の審査権限**」から派生する紛争は、本制度が直面する苦境を際立たせるものとなっていた。

「審査権限」及び制度の実行性に係わる問題の改善に向けて、2018年の法改正では、候補者指名制度の作業手順が簡略化された。これにより、株主を指名する場合は、指名された者の氏名、学歴や経歴を「明示する」のみで書類を添付する必要がなくなった。さらには、董事会又はその他招集権のある者が指名された者へ行っていた審査の規定が削除されたほか、会社責任者及び董事会などその他招集権のある者が違反した場合の処罰規定も設けられた²。このほか、今回の法改正により、公開発行会社のみ適用されてきた「**董事・監査役候補者指名制度**」を公開発行をしない会社も採用できるようになった。

¹ 「会社法第172-1条及び第192-1条でいう『発行済株式総数の1%以上を保有する株主』とは、単一の株主に限らず、多数の株主が合計で1%以上の株式を保有する場合も含められる。」（經濟部97年5月15日經商字第09702060280号令）

² **会社法第192-1条第7項：**

会社責任者又はその他招集権のある者が第2項又は前二項の規定に違反した場合、各NT\$1万以上NT\$5万以下の過料に処する。ただし、株式の公開発行会社の場合、証券主務機関により、各会社責任者又はその他の招集権のある者に対し、各NT\$24万以上NT\$240万以下の過料に処する。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を
提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮
される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。